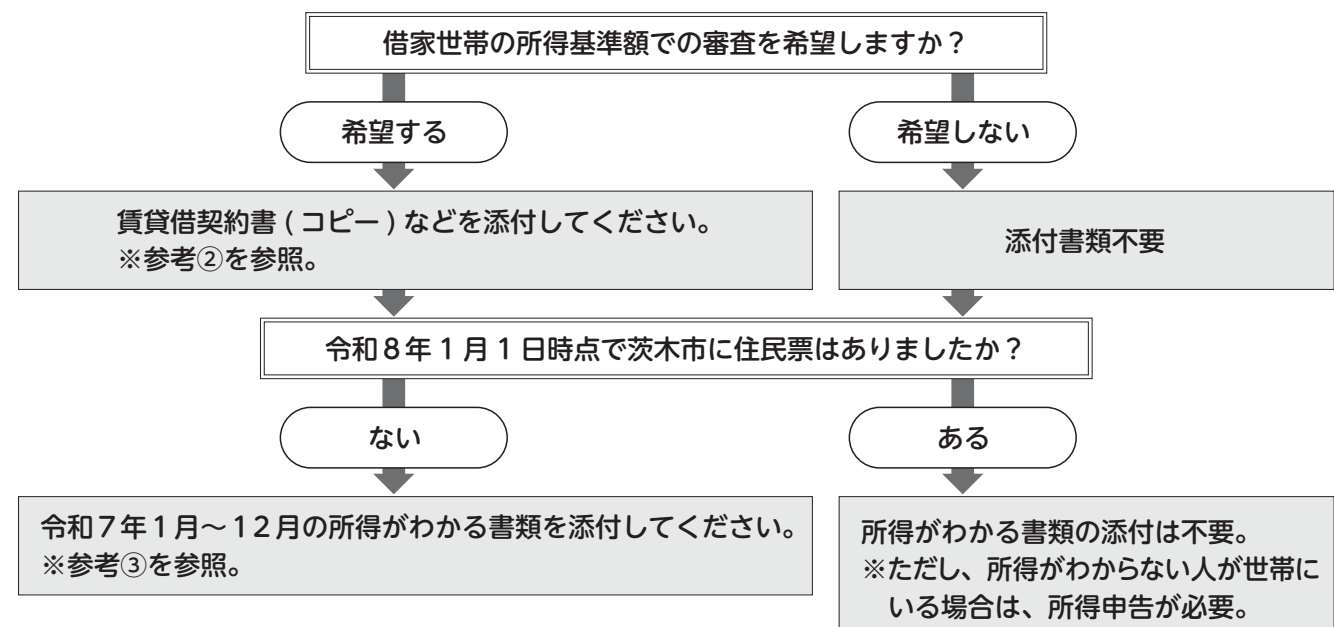


別表 令和8年度所得基準額

世帯の人数	借家世帯	持家世帯
2人	2,130,400円	1,951,000円
3人	2,597,200円	2,417,800円
4人	3,227,500円	3,048,100円
5人	3,549,700円	3,370,300円
6人～	1人増すごとに5人世帯の金額に455,400円をプラス	

- 世帯全員の所得を合わせて審査します。
- **給与所得または公的年金等所得がある人は、総所得金額から最大10万円を差し引いた額を所得金額とします。**
- 世帯の中で所得額が不明な人がいる場合、所得の申告をお願いします。
- 源泉徴収票で所得額を確認する場合は、「給与所得控除後の金額」から10万円を差し引いた金額を所得金額とします。

添付書類について



参考① ひとり親の確認について

- ひとり親の確認のための添付資料 (いずれか1点のコピー)
 - ・児童扶養手当証書
 - ・ひとり親家庭医療証
 - ・戸籍謄本 (発行日が3か月以内のもの) など

※ひとり親でない場合は、住民票が別れていても「世帯の状況」に配偶者の記載が必要です。

参考② 賃貸借契約書

※該当部分のみの切取は不可

添付書類見本

※契約者名が必要です。(同一世帯にいること)

※借家の住所が必要です。(茨木市〇〇町〇〇番〇〇号、物件名、部屋番号が必要)

※この箇所が必要です。(押印があるページ)

建物賃貸借契約書

賃貸人〇〇〇〇を甲とし、賃借人△△△△を乙として甲乙間に次のとおり住宅の賃貸借に関する契約を締結する。

(賃貸物件の表示)
第1条 甲は、次に掲げる甲所有の住宅を乙に賃貸し乙はこれを賃借する。

所在地：茨木市〇〇町〇〇番〇〇号
名称：〇〇ハイフ
住戸番号：〇〇〇号室

(契約期間)
第2条
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有する。
〇〇年〇〇月〇〇日

賃貸人(甲) 住所 ××市××町××番××号
氏名 〇〇 〇〇 〇
賃借人(乙) 住所 △△市△△町△△番△△号
氏名 □□ □□ 〇

※府営住宅に住んでいる人は、「収入認定兼家賃通知書」や「府営住宅使用料(家賃等)口座振替納入案内兼納入済通知書」ハガキ(表面・裏面の両方)のコピー等を提出してください。

詳しくは、右記QRコードを読み取ってください。



参考③ 所得がわかる書類について

下記のどちらかを6月中旬までに、直接、茨木市教育委員会学校教育推進課まで提出してください。

- ・令和7年1月～12月の所得額が記載された課税通知書(納税通知書)(コピー可)
- ・令和8年度の所得証明書(所得額と課税、非課税の記載があるもの)(コピー可)

詳しくは、右記QRコードを読み取ってください。



令和8年度年間支給予定額

		小学校	中学校	備考
①中学校入学準備金	6年	81,000円		2月1日時点で認定の人に支給
②学用品費等	1年	7月	3,310円	6,260円
		12月	5,510円	10,430円
		3月	4,410円	8,350円
	2年～	7月	3,870円	6,830円
		12月	6,460円	11,370円
		3月	5,170円	9,110円
③日本スポーツ振興センター掛金		460円	460円	5月1日時点で認定の人に支給
④学校給食費		実費	※1	令和7年1月より中学校給食費無償化
※⑤修学旅行費	小6・中3	実費	実費	修学旅行実施日時点で認定の人に支給
⑥校外活動費(宿泊を伴うもの)		上限 3,690円	上限 6,210円	
⑦体育実技用具費(柔道着)			上限 7,650円	学校に領収書の提出が必要(袋は対象外)
⑧卒業アルバム代	小6・中3	上限 11,000円	上限 10,000円	年度途中に転出した人は対象外
※⑨学校病に対する治療費		実費	実費	認定後、学校に医療券の発行を申し出てください。

※生活保護世帯の人は、⑤、⑨の費目のみの援助となります。

学校病とは、下記の6つです。
①う歯(むし歯) ②中耳炎 ③白せん、かいせん及びのうか疹
④トラコーマ及び結膜炎(アレルギー性結膜炎は除く)
⑤慢性副鼻腔炎及びアデノイド(アレルギー性副鼻腔炎は除く)
⑥寄生虫病(虫卵保有を含む)

学校給食費・修学旅行費について

		審査中	認定後
学校給食費	小学校	いったん保護者が負担 ↓ 認定後に支給(手続き不要)	保護者負担なし
修学旅行費	小学校		いったん保護者が負担 ↓ 事後に支給(手続き不要)
	中学校		

申請から支給までの流れ

	審査結果	第1回支給	第2回支給	第3回支給
令和8年5月8日(金)までの受付分 ※5月11日以降に受け付けたものについては、順次、審査します。	7月上旬に送付予定	7月下旬予定	12月下旬予定	3月下旬予定

※学校に支払う教材費等に未納・滞納があった場合、就学援助費は学校に振り込みます。(保護者の口座への振込はしません。)

注意事項

- ・年度途中に変更があった場合は、すみやかに学校に就学援助費受給申請書(世帯票)兼変更届を提出してください。
- ・(転居、世帯人数の増減、氏名の変更、口座等の変更、結婚、離婚、生活保護の開始、停止、廃止等) ※市内で転校した場合は、転校先の学校でももう一度申請が必要です。
- ・就学援助制度は、保護者が負担する学校生活に必要な費用の一部を支給するものですので、学校への支払い等は 未納・滞納がないようお願いします。
- ・支援学級在籍のお子さま対象の「支援学級等就学奨励費」については、別途学校から連絡があります。

申請する前にチェックしてください。

〈就学援助費受給申請書(世帯票)兼変更届〉

- インクが消せるボールペンやえんぴつで記入していませんか?
- 太枠内の記入もれはありませんか?
- 申請者(保護者)2か所と口座名義人は同一氏名ですか?
- 「1 世帯の状況」に同一世帯の家族の記入もれはありませんか?
※申請者(保護者)の氏名の記入も必要です。
※申請する児童生徒氏名は記入しないでください。
※住民票が別でも、生計が同じ家族がいる場合は記入してください。
※単身赴任をしている人は同一生計とみなすので、記入してください。

〈添付書類〉

- 借家世帯の所得基準額での審査を希望する人は、賃貸借契約書のコピーなどの書類を添付していますか?
※持家世帯の所得基準額での審査を希望する人は、添付は不要です。(賃貸借契約書等の添付書類について)
- 「賃貸借契約書」等の記載がありますか?(重要事項説明書では手続きができません。)
- 借主・貸主の名前の記載がありますか?
- 借家の住所が記載されていますか?(例:茨木市〇〇町△番□号・マンション名・部屋番号)
- 契約者は就学援助費受給申請書(世帯票)兼変更届の「世帯の状況」に記載のある人ですか?
※「世帯の状況」に記載がない人が契約者の場合は、学校の就学援助事務担当者に相談してください。
- 賃貸借契約書の一部分を切り取ったものではないですか?(ページ全体がないと受付不可)

★ 令和8年1月2日以降に茨木市に転入した人は、令和7年中の所得が分かる書類を後日提出してください。

※令和8年1月1日時点で住んでいた市町村で6月頃に発行が可能です。(課税通知書のコピー可) さきに申請書を提出し、後日、所得がわかる書類を提出することを学校に伝えてください。

※令和8年1月1日時点で茨木市に住民票がある人は、添付は不要です。

(課税(非課税)証明書、所得証明書について)

- 令和8年1月1日時点で住民票のあった市町村が発行したものでしょうか?
- 令和8年度の証明書ですか?(令和7年1月1日～令和7年12月31日の所得額が記載)
- 所得証明書は、課税・非課税がわかるものですか?
- ひとり親にチェックした人は、添付書類はありますか?(児童扶養手当証書・戸籍謄本などのコピー)

記入もれや添付書類の不備がないことを確認後、個人情報保護のため、封筒に入れて各学校の担任に提出してください。

学校で申請書の提出を確認しましたら、受領書をお渡しします。